



Title	日本ポルトガル・ブラジル学会規約／『ANAIS』投稿規定及び執筆要項
Author(s)	
Citation	Anais : Colóquio de Estudos Luso-Brasileiros. 2025, 51, p. 127-132
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/103353
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日本ポルトガル・ブラジル学会規約

第1条 名称および学会本部

1. 本学会の主なる正式名称を「日本ポルトガル・ブラジル学会」とし、従なるポルトガル語名を *Associação Japonesa de Estudos Luso-Brasileiros (AJELB)* とする。
2. 本会の事務局は理事と協議のうえ会長が定める。

第2条 目的

本会の主要目的は会員相互の協力のもとに、日本におけるポルトガル語およびポルトガル語圏に関する諸分野の研究を促進するものである。

第3条 会員

1. 本会の正会員は日本在住のポルトガル語圏およびポルトガル・ブラジル文化の教員または研究者およびこれに準ずる者とする。
2. 本会の準会員は日本在住ではないポルトガル語およびポルトガル・ブラジル文化の教員または研究者およびこれに準ずる者とする。
3. 正会員および準会員としての入会は正会員または準会員 1 名の推薦により、執行部で承認されることを要す。
4. 執行部の提案および会員の過半数の賛成を得て、特別の功績があり、また本会の目的達成に協力の意を熱心に示す者を名誉会員とすることができる。
5. すべての正会員、準会員、名誉会員は本会の会合に出席する権利、論文を発表する権利および本会の刊行物および連絡文書を受領する権利を有する。なお、学会機関誌の *ANALIS* への投稿ならびにその採否については別途定める投稿規定による。

第4条 執行部およびその権限

1. 本会の執行部は会長 1 名、理事数名、監事 2 名により構成される。ただし本会が、その会員総会において必要と認めた会員を執行部に加えることができる。

2. 執行部のすべての構成員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。
 3. 執行部構成員の権限は以下の通りとする。
 - (イ) 会長
 - (1) 本会を代表する。
 - (2) 執行部の補佐により、会員総会での決定事項を遂行する。
 - (3) 通常および臨時総会を召集する。
 - (4) 執行部構成員と協議の上、本会に関連する通常の問題を解決する。
 - (5) 会長の任期は連續して2期までとする。
 - (ロ) 他の執行部構成員
 - (1) 前記第2項、第3項および第4項に定める事項について、会長を補佐し、また会長と協議する。
 - (2) 理事会は編集委員会を設け、学会機関誌の ANAIS の編集に当たらせる。
 - (3) 監事は会計を監査する。
- 第5条 総会および評決
1. 総会は以下の2種類とする。
 - (イ) 通常総会
新執行部選出および本会の通常の問題を協議することを目的とし、1年に1度開催する。総会の成立には、委任状を含めて全会員の半数の出席を必要とする。
 - (ロ) 臨時総会
その協議に全会員の出席を要するような重要な案件を協議する目的で開催する。本総会の召集は会長が決定する。
 2. 会員総会において、案件は通常、会員相互の自由かつ直接の協議により決定するものとする。
 3. 評決に際しては、とりわけ常に評決を必要とする執行部の選出においては、委任状を含めた出席者の過半数により決定するものとする。

4. 正会員は選挙権および被選挙権を有する。

第6条 活動

本会はその設立目的に則り、以下の活動を行うものとする。

- (イ)日本におけるポルトガル語およびポルトガル・ブラジル文化の普及を計り、またその教育の質的向上を図る。
 - (ロ)ポルトガル語およびポルトガル語圏に関する問題についての学術的会合を開く。
 - (ハ)外国諸団体との文化交流を図る。
- (二)会員の研究成果の刊行に努める。

第7条 会費

本会正会員ならびに準会員は年会費を納めるものとし、名譽会員の会費納入は自由とする。会費の金額については付則1)で定める。会費を納入しない正会員および準会員はその権利を失うこともある。

第8条 規約の施行と改正

本規約はこれが承認された日より施行されるものとし、また本規約は会員総会に出席の会員過半数の評決により改正されるものとする。

単項 本会が解散される場合には、本会資産の処分方法は総会出席会員の過半数の評決により決定されるものとする。

本規約は1965年9月25日の総会において承認され、最後の改正は1992年10月の総会において承認された。

申し合わせ 1992年度以降、学会費を連続3年未納の会員には学会誌を配布しないこととする。ただし、学会開催などの通知については従来通りとする。

付則

- 1) 本会年会費は、正会員は金3,000円、準会員は28米ドル相当とする。
- 2) 本規約は2007年10月の総会において改正された。

『ANALIS』投稿規定及び執筆要項

1. 本会会員は学会機関誌『ANALIS』に投稿する権利を有する。

本誌に掲載するものは、ポルトガル語圏に関する諸分野に関する「論文」「研究ノート」「翻訳」「書評」「その他」とする。投稿に用いることの出来る言語はポルトガル語、日本語、英語とする。投稿原稿の種別はおおむね以下である。

「論文」：研究テーマについて論文としてまとめたもの。
「研究ノート」：研究・調査の中間報告、独創的な着想の提示など Note and Discussion 的なものも含む。
「翻訳」：内外で出版された日本語以外の文献を翻訳したものの。著作権等の問題は投稿前に訳者が解決しておくこと。
「書評」：内外で出版された文献を紹介・批評したもの。
「その他」：学術的に有益な情報を提供するものとみなされるもの。

2. 原稿は未公刊のものに限る。また他誌との二重投稿は認めない。

3. 執筆者は、和文、欧文を問わず原稿を作成し、PDFなどの形でメールの添付ファイルで3月末日までに本部事務局宛に送付すること。なお、投稿原稿の種別（「論文」、「研究ノート」、「翻訳」、「書評」、「その他」）を明示すること。ただし、投稿原稿の種別の最終決定は編集委員会が行う。

4. 原稿作成に当たっては以下の条件に留意すること。

- 1) 表題、執筆者氏名、本文、註、参考文献の順序で書く。脚注も可とする。レジュメをつける場合はページを改めること。

- 2) 表題は本文使用の言語で書き、16~14 ポイントの大きさに

する。

- 3) 書体は原則として、日本語の場合は MS 明朝体、欧文の場合は Times New Roman 体とし、文字サイズは 10 ポイント程度とする。また左右のマージンは 50 ミリ、上下のマージンは 65 ミリあけること。
 - 4) 日本語原稿の場合は 1 行当たり 31 字程度（欧文半角文字はその 2 倍の字数）、1 ページ当たり 34 行程度とし、註等を含めた総ページ数の上限は、「論文」「研究ノート」「翻訳」については 20 ページ、「書評」は 5 ページ、「その他」の場合は内容に応じて 10 ページ前後を原則とする。
 - 5) 「論文」、「研究ノート」にはレジュメを添える。レジュメは表題、執筆者氏名、レジュメ本文の順序で書く。本文が日本語の場合は欧文で、欧文の場合は日本語で執筆すること。書式は本文に準じて、15 行程度に収める。なお、上記 5) に規定する制限字数の中にレジュメは含まない。著作権のある文献を翻訳する場合は、権利者の許諾を得ていることを投稿時に明記すること。文献の解題を付すこと。
 - 6) レジュメは最後尾のページとする。
5. 上記 1~4 の規定を守らない原稿は受理しないことがある。
不受理の場合は執筆者に通知する。
6. 原稿の採否は編集委員会が委嘱する査読委員による査読結果を踏まえて、編集委員会が決定する。編集委員会は査読に必要な資料の提出を執筆者に要請することが出来る。不採用の場合は執筆者に通知する。なお、採用予定の原稿でも不備な箇所等の書き直しを編集委員会が指示することがある。
7. 提出された原稿が最終的に確定原稿として認められた旨の通知があった場合、執筆者は上の 4 で定める書式に従って印刷した確定原稿を 2 部提出する。同時に、投稿原稿の電子ファイルも本部事務局宛に送付する。ファイルの書式は MS-WORD や PAGE などで作成するのが望ましい。

8. 執筆者には本誌を 5 部贈呈する。
9. 掲載された論文等に関して、執筆者は電子化して公開・公衆送信する非独占的な権利を学会に対して許諾するものとする。
10. 本規定及び要項の解釈は編集委員会が行う。
11. 本規定及び要項の制定及び改廃は編集委員会が行い、理事会の承認を得る。

2009 年 10 月 24 日改正投稿規程

2023 年 10 月 14 日改正投稿規定

2025 年 7 月 6 日改正投稿規定